

鳥取県管工事業協会 東部支部 青年部会 規約

(名 称)

第1条 鳥取県管工事業協会東部支部青年部会とする。

(事務所)

第2条 鳥取市 鳥取県管工事業協会 東部支部事務所内におく。

(目 的)

第3条 この青年部会は、鳥取県管工事業協会東部支部（以下「支部」という。）に所属している事業所で、現在及び将来の管工事業界をになう人々をもって組織し、会員企業の発展と企業力の向上を図るために会員の研修と相互の連携を強め、よりよい社会をつくることを目的とする。

(事 業)

第4条 青年部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合
- (2) 支部および他の青年部との意見交換及び交流
- (3) 支部事業の内、青年部会で実施することが適当と思われる事業
- (4) 地域社会に対する啓発及び奉仕活動
- (5) 会員に対する講習会及び研修会の開催
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(委員会)

第5条 必要により委員会を置くことができる。委員会の種類及び運営に関することは別に定める。

(会員の資格)

第6条 次の各号に該当する者で、事業主の推薦を受けた者。

- (1) 支部に所属する事業所の役員若しくは社員で、本会の目的に賛同する者。
- (2) 年齢が50歳未満の者。ただし、青年部会理事会の承認を得たものはその限りではない。

(加 入)

第7条 入会を希望する者は、青年部会員2名の推薦を付し、所定の手続きのうえ青年部会理事会の承認を経て加入することができる。

(退 会)

第8条 退会を希望する者は、あらかじめ会長に退会を申しでて退会をすることができる。

(除 名)

第9条 青年部会員が、本会の趣旨に反する行為あるいは本会に対する義務を怠った場合、青年部会総会（以下「総会」という。）の決定により除名することができる。

(役 員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。

3 役員任期は就任の日から2事業年度経過後の総会終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第11条 理事および監事は、総会において選任し、会長、副会長は、理事の互選による。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会において後任を選任することができる。

(相談役)

第12条 本会に相談役を置き、鳥取県管工事業協会東部支部長をもってあてる。

2 相談役は、会長の諮問に応じるとともに、理事会に出席して意見をのべることができる。

(総会)

第13条 本会は、毎年7月に総会を又、必要に応じて臨時総会を開催する。

2 総会に関する事項は東部支部運用規程を準用する。

(理事会)

第14条 理事会は、年3回以上開き、会の運営を決める。

(入会金および会費)

第15条 会員は入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金は、1社10,000円とし、入会時に納入する。

(2) 会費は、年額10,000円とし、1年分を前納とする。

(賛助会員)

第16条 本青年部会の趣旨に賛同し、事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本会で定める会員には該当しない。

2 賛助会員について必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第17条 会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(運営費)

第18条 会の運営にかかわる費用は会費による。ただし、理事会の決議を経て必要な経費を徴収することができる。

(雑則)

第19条 この規約は、総会の決議により改廃することができる。また、この規約に定めのない事項は、理事会の決議により会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成22年10月29日より施行する。

2 第15条の規定にかかわらず平成22年度の会費は7,000円とする。

3 この規約は、平成24年7月26日に施行し、平成24年7月1日から適用する。

東部支部 青年部会 賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、東部支部青年部会規約第16条の規定により設置する賛助会員規程について必要な事項を定め、もって外部関係者の青年部会に対する協力と理解を高めると共に、事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 鳥取県管工事業協会賛助会員のうち、青年部会の趣旨に賛同し、事業の円滑な実施に協力しようとする者。

(加 入)

第3条 資格を有する者は、青年部会理事会の承認を得て加入する。

(会 費)

第4条 賛助会員の会費は、年額5,000円とする。なお、入会金は徴収しない。

(退 会)

第5条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ青年部会に届出て退会する。
ただし、その年度の会費は納めなければならない。

(その他)

第6条 賛助会員について、この規約に定めのない事項は、理事会の決議により会長が定める。

付 則

この規程は、平成22年10月29日より施行する。

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

鳥取県管工事業協会 東部支部

青年部会 会長 大角 康行 様

私は、鳥取県管工事業協会東部支部青年部会の趣旨及び目的に賛同し、(正会員・賛助会員)として入会を申し込みます。

郵便番号・住所
会 社 名

氏 名 _____ 印

代 表 者 氏 名 _____ 印

電 話 番 号
ファックス番号
メールアドレス

(推 薦 者)

会社名

氏 名 _____ 印

会社名

氏 名 _____ 印

退 会 届

令和 年 月 日

鳥取県管工事業協会東部支部
青年部会 会長 大角 康行 様

会 社 名

氏 名

印

私は、都合により鳥取県管工事業協会東部支部青年部会を退会します。

青年部員変更届

令和 年 月 日

鳥取県管工事業協会東部支部

青年部会 会長 大角 康行 様

会社名

代表者名

印

このたび 年 月 日付けで、下記のとおり青年部員の変更
をお願いします。

記

区 分	氏 名	生年月日	変更理由
変更前			
変更後			